

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）に係る新たな指標

平成20年決算から完全施行された財政健全化法は、その目的を自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」とし、内容的には、旧財政再建法に早期是正の措置と地方公営企業法の経営再建制度部分が加わり、自治体財政をより広い範囲で健全化・再生する基本法的な性格を持っています。

財政健全化法では、4つの健全化判断比率が定義されており、早期健全化基準と財政再生基準の2つの基準が定められています。4つの判断比率のいずれかが早期健全化基準を超えた場合には「財政健全化計画」を、早期健全化基準を超えて財政再生基準に達している判断比率が一つでもあれば「財政再生計画」を策定しなければなりません。

「財政健全化計画」「財政再生計画」とも起債の発行が制限されるほか、財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内に歳入歳出の均衡を回復し、健全化判断比率を早期健全化基準未満とすることを目標にしなければなりません。

健全化判断比率等の対象

